

特 記 仕 様 書

【学教委第40号】

(1)運行経路…京ヶ瀬中学校(駒林便)

(2)運行便数…(登校便)1便 / (下校便)2便 計3便 × 51日(運行日数) × 1台 =153便

(3)履行期間…令和8年12月2日～令和9年3月1日(90日間)

(4)使用車両…貸切バス(大型・中型・小型) ※対象となる全児童生徒が乗車でき、受託業者が所有する車両とする。

(5)対象人数…登校便15名、下校便15名

(6)運行表…下表のとおり

<登校便>

発着場所		発着時刻	対象人数
駒林5区	発	7:39	3
駒林4区(駒林郵便局前)	//	7:40	3
駒林2区	//	7:41	2
駒林1区(センター前)	//	7:42	1
駒林3区(センター前)	//	7:43	2
五郎巻(センター前)	//	7:45	2
小里(白豚駐車場前)	//	7:49	1
下の橋(集落センター前)	//	7:51	1
旧京ヶ瀬体育館駐車場	着	7:55	15

<下校便>

発着場所		発着時刻	対象人数
旧京ヶ瀬体育館駐車場	発	下校時間による	15
駒林5区	着	↓	3
駒林4区(駒林郵便局前)	//	↓	3
駒林2区	//	↓	2
駒林1区(センター前)	//	↓	1
駒林3区(センター前)	//	↓	2
五郎巻(センター前)	//	↓	2
小里(白豚駐車場前)	//	↓	1
下の橋(集落センター前)	//	↓	1

【特記事項】

・バス基地は、京ヶ瀬中学校へ60分以内に到着できる範囲内であること。

※法令に基づく運行届出及び安全管理体制が整っている場合に限り、登下校で異なるバス基地の設定・運用を認める。

・入札額算定にかかる運賃単価及び積算根拠(運行距離・時間)数値は、国基準を満たしていること。

・入札額は、1日3便(登校便1便、下校便2便)あたりの運行運賃に運行日数をかけた期間委託額(税抜)とすること。

※上記の運行便数(1日3便)と異なる運行をした場合の運賃については、発注者が、上記入札額及びその内訳等に基づき、各運行便数に応じた運賃を算定するものとする。なお、運賃算定は受注者に確認の上行う。

・対象人数分の座席(補助椅子を含まない。)のあるバスを使用すること。

※ただし、座席数を満たしていれば、複数台のバスで運行しても問題はない。

・運行便数は、学校行事等により増減する場合がある。

・運行時間及び停留所は、今後変更する場合がある。

貸切自動車運賃の国基準			下限
運賃	キロ制運賃 (1km当り)	大型車	160
		中型車	140
		小型車	120
		コムーター車	110
	時間制運賃 (1時間当り)	大型車	7,030
		中型車	5,930
		小型車	5,190
		コムーター車	4,630